

現代イギリス政治とレファレンダム

渡 辺 容 一 郎

1. はじめに
2. 現代イギリス政治におけるレファレンダムとその傾向
3. 党内政治・憲法習律・イギリス保守主義から見たレファレンダム
4. おわりに

1. はじめに

ポスト冷戦期、とりわけ二一世紀のイギリスでは、ハングパーラメント (Hung Parliament) に伴う戦後初の連立政権 (二〇一〇～二〇一五年) の誕生や、レファレンダム実施の増加 (濫用?) など、これまでなかった政治現象が見られるようになった。特にキャメロン (David Cameron) 保守党⇄自民党連立政権の成立以来、結果によってはイギリス

政治を大きく変える可能性もあったレファレンダムが二回実施されている。「小選挙区制存続の是非を問う国民投票」(二〇一一年)ならびに「連合王国からのスコットランド独立の是非を問うスコットランド住民投票」(二〇一四年)では、投票した有権者によって、いずれも「現状維持」が選択された。ところが、当時のキャメロン首相が二〇一五年総選挙マニフェストで掲げた公約に基づき実施された「イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票」では、周知のよう¹⁾にEU離脱の選択という結果に終わっている。

そこで本稿は、イギリスにおけるレファレンダム実施の増加という最近の傾向あるいは変化に着目し、その背景や本質を理解するため、イギリスのレファレンダムを多面的かつ概観的に考察する。具体的には、①現代イギリス政治に見られるレファレンダムの傾向、②党内政治や憲法習律から見たレファレンダムの意味、そしてなかでも、③イギリス保守主義、とりわけキャメロン保守主義における位置づけという二つの見地から、「現代イギリス政治とレファレンダム」との関係性を、可能な限り明らかにしていくことにしたい。

2. 現代イギリス政治におけるレファレンダムとその傾向

(1) レファレンダムの種類と役割

先ず、国民投票や住民投票を意味するレファレンダム (referendum, referenda) とは何か。世界政治学会 (IPSA) 監修 *International Encyclopedia of Political Science* の「レファレンダム」の項を執筆した、フランスの政治学者モレル (Laurence Morel) は、ある争点や政策について人びとに直接投票してもらうことによって、その是非を決める直接民主制の一手段 (Morel 2011, p. 2226) と定義づけている。ここから、選挙やリコールに代表される person voting

ではなく、issue voting に関するものがレファレンダム (Ibid.) であり、そして言うまでもなく、直接民主制の一手段ないし手続の一つでもあることが分かる。

また、イギリスの政治学者バッジ (Ian Budge) によると、レファレンダムの特徴は以下のとおりとなる。「たいていの場合、一定の政治機関を通じて、そしてそのほとんどが与党の呼びかけで実施されている。政府の自由裁量で投票が可能な場合、あるいは政府側が勝てそうな (あるいは Yes or No を問うても党内分裂を回避できそうな) 場合のみ、レファレンダムは実施される。このレファレンダムを通じて政府には、かなり戦略的なアドバンテージが与えられる。同時に、民衆票の効き目を弱めることも可能になる」 (Budge 2006, p. 602)。

これらの説明を見ると、レファレンダムは相反する二つの「顔」を併せ持っていることが分かる。一つは特定の争点・政策に関する「下からの選択による決定」という顔である。もう一つは、政権側の都合で意図的に実施される「上からの戦術」という顔である。仮に、前者を「スイス型」とすれば、後者は「イギリス型」と言えるかもしれない。いずれにせよ一口に「レファレンダム」と言っても、それほど単純なものではないということが理解できる。言い換えるとレファレンダムは、比較考察の対象となり得る反面、一般化した言及が困難 (Morel 2011, p. 2226) になりやすいのである。

このように存外「複雑な顔」を持っているため、レファレンダムの種類や実施方法は当然バリエーションに富んでいる。レファレンダムの種類については、おそらく次のような分類が一般的であろう。一つ目は、「法律上必須の (換言すれば、強制的かつ義務的な) レファレンダム」と「例えば執政部や立法部などの制度的アクターと、野党ならびに民衆のイニシアチブで開始されるレファレンダム」という分類法である。

二つ目の分類法としては、以下のような分け方もある。

- ① その目的別 △審議中あるいはペンディングとなった立法のため、立法提案のため▽
- ② それが扱う立法行為のカテゴリー別 △通常立法、憲法改正、条約批准など▽
- ③ その内容別 △制度面、テリトリー面、モラル面、経済面など▽
- ④ その投票の法的拘束力別 △諮問的なもの、拘束力のあるもの▽
- ⑤ それが実施されるテリトリー別 △ローカル、リージョナル、ナショナル▽
- ⑥ その他

(Morel 2011, pp. 2226-2227)

ここからも、レファレンダムの多様性ないし多面性、あるいはレファレンダムを単純に理解することの難しさなどが浮かび上がってくる。したがって上記の様々な組み合わせ次第では、レファレンダムの意味や効果が大きく変わると言っても過言ではない。そうだとすると、およそレファレンダムとは無縁——もしくは理論上対立関係にある——と思われるがちなイギリス保守主義にも、レファレンダムとの関連性が何らかの形で見出せるのではないかと思われるのである。

次に、現代イギリスを代表する政治学者リンチ (Philip Lynch) らは、国民投票を通じて決めることが可能な政策領域として、「憲法改正・国家構造改革」「ナショナルテリトリー・地方分権・自律性拡大・分離独立、これらをカバーするテリトリー上の諸問題」「対外政策」「離婚、妊娠中絶、同性愛などモラル上の諸問題」そして「環境問題」の五つを挙げている。さらに最重要ポイントとして、「政府というのは、その中核をなす政策について、これをレファレンダムで国民に問うことを望まない。それゆえ、政府与党でコントロール可能なら、党内分裂を引き起こしそうな：

左か右かの抗争になりそうな争点については、これを投票でカバーしようとはしない」(Lynch and Whitaker 2013, pp. 605-606)と指摘した。

上記五つの政策領域を見ると、表1のとおり、過去イギリスで実施されたレファレンダムの争点全てが、これらにいずれかに当てはまることが分かる。見方を変えれば、とりわけイギリスの場合、レファレンダムの争点となりやすいテーマは、党内分裂を引き起こしがちな経済政策や社会政策ではなく、地球規模の問題群とか、「主権国家」あるいは「道徳」といった、党派を越えた普遍的なテーマに関するものが大半だということである。それゆえ、個々の争点を投票で最終決着する傾向が増加しているとするならば、レファレンダムは「民衆の選好と公共政策との間に不可欠な民主的コネクションを危険に晒すことなく、むしろその民主的コネクションを拡充する役割を持つ」(Bridge 2006, p. 608)ことになる。また、後述するようにレファレンダムには、本来党内分裂を回避する、もしくはそれをある程度和らげる効果も期待できると思われるのである。

他方で、スイスで見られるレファレンダムのように、それが行政をチェックするいわば「野党」的役割を担う場合もある。周知のようにスイスで実施されているレファレンダムに関しては、議会が可決した法案を事後的に無効にできる「任意レファレンダム」、憲法改正や外交・安全保障に関する事柄を必ず国民投票にかけるとした「義務的レファレンダム」(吉田 2015, pp. 16-17)が比較的よく知られている。

以上のように、レファレンダムには複雑かつ多様な形態と役割があることがあらためて確認された。では、世界的に見た場合、レファレンダムの実施は増加傾向にあるのだろうか。

(2) レファレンダム実施頻度の国際比較

先ず、前述した *International Encyclopedia of Political Science* には、一九八〇年代から二〇〇八年にかけて実施されたレファレンダムの「国別実施頻度」比較が四段階で示されている。その結果は以下のとおりである。レファレンダムを、

- ・「頻繁に実施している」：スイス、イタリア、リヒテンシュタインなど
- ・「よく実施している」：アイルランド、パラオ、コロンビア、リトアニア
- ・「ほどほどに実施している」：ボリビア、ハンガリー、スロヴァキア、スロヴェニア、ニュージーランド
- ・「実施していない」：アメリカ、ドイツ、中国、インド、日本、イスラエル

(Morel 2011, pp. 2228-2229)

このデータを見ると、スイスが最多を誇っている。ここから読み取れるのは、イタリアを除くと、レファレンダムを比較的多く実施しているのはイメージどおり小規模国家に多いという点、そしてアングロサクソン圏ではニュージーランドが最多となっているもの、「ほどほどに（七〜十三回）実施している」程度でしかなく、総じて少ないという事実である。

では、全国レベルで実施されるレファレンダムの頻度は過去に比べ増えているのだろうか。同じ *International Encyclopedia of Political Science* とモレルによると、一九五〇年代から一九七〇年にかけて二六二回だったのが、一九八〇年代から二〇〇八年にかけては九〇〇近くとなっており、ほぼ三倍に増加したことが明らかとなっている (*ibid.*)。つまり、世界的に見るとレファレンダムは増加傾向にあると言えるのである。その根本的な背景として、冷

戦終結後の民主化や（例えば旧ソヴィエト連邦の解体などに伴う）独立国家の増加などが考えられる。加えて、ヨーロッパ統合の深化と拡大、「脱・原発」に象徴される脱・物質主義的傾向の増大や、その新たな政治争点化なども、世界規模でのレファレンダム実施の増加に関係が深いと思われる。

とはいえ、レファレンダムの実施が世界的に増加した理由を一般化した理論は、これまで存在しなかった（*ibid.*, pp. 2229-2230）。レファレンダムの影響力に関する明確な経験的理論が皆無であったことに加え、レファレンダムの長所や短所を立証することも——既述のように、その多様性ゆえ——比較的困難だったからである。また、レファレンダムそのものを支持する立場と批判する立場が並立するため、*レ*共通のグラウンド^レが創りにくかったことも無視できない（*ibid.*）であらう。

しかしそういう状況だったからこそ、現代政治学においては、レファレンダムとそのあり方の研究がますます必要かつ重要になってくることは間違いない。いずれにしてもイギリスでさえ——世界規模で見れば依然その頻度は少ないとはいえ——*レ*ナショナル^レと*レ*リージョナル^レ—二つのレベルにおいて、レファレンダムの実施が目立つようになってきた。世界的な傾向から見れば、これは決して不自然な流れではないことになる。そこで今度は考察の対象をイギリスに限定し、その特質や現代イギリス政治における位置づけなどを明らかにしていくことにしたい。

(3) 二一世紀のイギリス政治とレファレンダム

歴史的に見た場合、レファレンダムはスイス、アメリカ、フランス三か国に関係が深いとモレルは指摘する。モレルによれば、とりわけスイスやアメリカのレファレンダムのルーツは、地方レベル・住民集会での直接民主制的伝統に求められる。これに対し、フランスのレファレンダムにそうした伝統はないものの、革命以来憲法の制定をめぐる

表1 イギリスで実施されたレファレンダム

年	対象地域	争点	国民投票/住民投票	結果	投票率
1973	北アイルランド	北アイルランドの英国残留	住民投票	残留	58.1%
1975	全国	イギリスの EC 残留	国民投票	残留	63.2%
1979	スコットランド	スコットランドの地方分権	住民投票	否決	63.8%
1979	ウェールズ	ウェールズの地方分権	住民投票	否決	58.3%
1997	スコットランド	課税権を持つスコットランド議会設置	住民投票	設置	60.4%
1997	ウェールズ	ウェールズ議会設置	住民投票	設置	50.1%
1998	大ロンドン市	公選市長と公選議会の設置	住民投票	設置	34.0%
1998	北アイルランド	北アイルランド平和協定	住民投票	賛成	81.0%
2001	30以上の自治体	公選市長の設置	住民投票	—	64%~9.8%
2004	イングランド北東部	地域議会の設置	住民投票	否決	郵便投票で48%
2005	エジンバラ市	渋滞税導入の是非	住民投票	否決	61%
2008	マンチェスター市	同上	住民投票	否決	53%
2011	ウェールズ	ウェールズ議会の権限拡大	住民投票	賛成	35.0%
2011	全国	国政選挙制度の変更	国民投票	否決	41.8%
2014	スコットランド	連合王国からの独立の是非	住民投票	否決	84.6%
2016	全国	イギリスの EU 離脱の是非	国民投票	離脱	72.2%

出典 M. Moran (2011) p. 249, J. McCormick (2012) p. 99 ほかに基づき筆者作成。

て、さらには二人のナポレオン統治時代を経て、第五共和制における大統領の国民投票利用に繋がった (Morel 2011, p. 2227) とされている。

議会主権の伝統ゆえ国民投票の実施が総じて少なく、また地方選挙が準・国政選挙として位置づけられるため住民投票も相対的に少ないとされるイギリスでは、レファレンダムはどのような特質を持ち、そしてどのような位置づけがなされるのだろうか。

イギリス人の「レファレンダム」観について政治学者のヘイウッド (Andrew Heywood) は、議会制民主主義の原理と相容れないため、「イギリス的でない」という理由でレファレンダムを嫌悪する傾向があったと述べている。また、平均的なイギリス人が考えるレファレンダムの短所という点については、議会の権威を危険に晒す可能性を指摘している。他方でレファレンダムの長所に関しては、政治家の知恵に依拠せず有権者による直接的意思決定が可能となり、しかも一連の諸政策ではなく特殊な問題に焦点を当てることが可能になるため、レファレンダ

ムを選挙以上に有益とする評価もあることが、ヘイウッドによって紹介されている (Heywood 2011, p. 44)。

このようなイギリスにおいても、レファレンダムが従来以上に利用されるようになってきた(表1を参照)。ヘイウッドは、そのきっかけとなった年——ターニング・ポイント——を一九九七年としている。確かに表1を見ると一九九七年以降今日に至るまで、レファレンダムの実施頻度がそれ以前より多くなっていることが分かる。その理由としてヘイウッドは、ブレア (Tony Blair) 政権時代の一九九七年から二〇〇一年にかけて、(スコットランド議会復活など) 地方分権改革に象徴される国家構造問題が主要争点になっていたことを挙げている。ヘイウッドによれば、イギリスを統治する手段について、単にこれを議会で決めてもらうより、直接有権者に承認してもらったほうが望ましいとする考え方が次第に受け容れられるようになった。その結果、重要な国家構造改革(憲法改正)を行う場合は常にレファレンダムという方法でその是非を当該有権者に問うべきとする「新たな憲法習律」(a new Constitutional Convention) がつくられるようになった (ibid.) からである。

この点については政治学者のマコーミック (John McCormick) も、「一九九七年以前・以後」を区別する重要性について以下のように言及している。かつては、ある争点(一九七五年の場合、イギリスのEC残留など)をめぐって政府与党が分裂した際、特別に実施される程度だったが、一九九七年以降は地方分権改革関連やEU関連などの争点でレファレンダムの実施が増加している。そして今日では、既述のように「憲法上の慣行」(Constitutional Practice)の一部として、レファレンダムも受け容れられるようになった (McCormick 2012, p. 99)。

要するにイギリスでは、前述のリンチが指摘した五大政策領域のうち二つ(国家構造改革、テリトリーの諸問題)が比較的大きな争点となった一九九七年を境にレファレンダムが「憲法習律」化、換言すれば「不文憲法」化したため、

その実施頻度もある程度増加する結果となったのである。

以上の指摘あるいは主張を踏まえると、最近イギリスでレファレンダムの実施が増えてきた背景ないし理由については、次のように考えることも可能になる。第一に、近年におけるレファレンダム実施の増加傾向は、保守・労働二大政党への支持率や投票率が相対的に低下し始めた一九七〇年代以降の傾向、言い換えれば議会・政党・政治家に対する不信や不満の増大と関係があるかもしれないという点である。第二に、ニューレーバー政権によって開始され、一九九七年以降受け容れられるようになったとされる「新たな憲法習律」は、キャメロン(連立・単独)政権でのレファレンダム利用傾向にも影響をおよぼしているのではないかという点である。

第二の点は次章で検討するため、ここでは第一の点を検討することにした。

「イデオロギー／ポピュリズム／レファレンダム」、これら二つの関係について研究したイギリスの政治学者リーチ(Robert Leach)は、次のように述べている。「イギリスにおける現在の)ポピュリズムは、議会主権よりは国民主権を、また代表制民主主義よりはレファレンダムや公選政治家へのリコールを含めた直接民主制を強く志向するので、ポピュリズムには国家構造的かつイデオロギー的な意味合いもある」(Leach 2015, p. 198)。保守党・労働党支持の相対的低下、英国独立党(UKIP)に象徴される反EU・反移民政党や、スコットランド民族党(SNP)に代表される地域民族主義政党の抬頭からも明らかのように、ウェストミンスター議会を中心とする既成政党や政治家(政治エリート)への幻滅はイギリスでも増加している。したがって、現代イギリス政治におけるレファレンダム実施の増加傾向は、とりわけ「保守党・労働党中心型政治」への不満や不信に対する既成政党側の反応あるいは対応策として理解することもできそうである。

表2 戦後のイギリス政治と21世紀のイギリス政治

	第二次世界大戦後	21世紀
統治の目的	団体の運営	選択権の付与
代表の様式	政党政治 (party government)	民主政治 (popular government)
基盤となる原則	議会主権	国民主権
社会の基盤	階級	個人
社会の性質	固定的	流動的

出典 V. Bogdanor (2011) p. 143の表より。

二〇一〇年総選挙でのハンダパーラメント出現と、それに伴う保守党⇨自民党連立政権の成立を踏まえ、イギリスの憲法学者ボグダナー (Vernon Bogdanor) は、こうしたイギリス政治の変化を「コレクティブな社会」から「ポスト・ビュロクラティックな社会」への変化と関連づけて論じている。二二世紀今日のイギリス政治を従来の「団体中心型」の政党政治で捉えるのは最早時代遅れだとボグダナーは主張した。そして、もともと流動的な「個人中心型」の政治に変容していることを認識したうえで、例えばキャメロンの言う「ポスト・ビュロクラティックな時代と社会」に相応しい政治こそ必要だ (Bogdanor 2011, pp. 123-144) と訴えたのである。

第二次世界大戦後のイギリスで展開された「団体中心型⇨コレクティブな社会の政治」と、二二世紀の実情に適した「個人中心型⇨ポスト・ビュロクラティックな社会の政治」との違いを明らかにするため、ボグダナーはそれぞれの特徴を表2のように示している。

ボグダナーによると、戦後のいわゆる「コレクティブな社会の政治」は「階級」に基礎づけられた政党政治を特徴としており、政府の目的や存在理由は団体運営、即ち経済運営や福祉国家の維持にあるとされる。それゆえ「コレクティブな社会の政治」とか「ビュロクラティック」などと形容されるのである。他方で、二二世紀今日の「ポスト・ビュロクラティックな社会の政治」は、「個人」を中心としたインディビジュアル

リステイックな政治でなければならない。ゆえに、二一世紀における政府の目的や存在理由も、個人の選択の幅を広げたり、個人の多様な願望をなるべく多く反映したりするよう努力することに他ならない (ibid., pp. 143-144)。

確かに歴史的には、現在の保守党も労働党も近代における議会主義や階級対立の産物である。だとすれば、今日のように流動的かつ複雑な個人主体・(国内) 地域主体の時代になればなるほど、両党が持つ (べき) 社会代表機能が従来以上に低下していくのも当然だと考えられる。それに比例して、両党の意思決定機能も理論的には従来以上に低下していくと考えられるのである。そうした意味で、議会政治の伝統を有するイギリスでも、レファレンダム実施の意義は従来以上に大きくなっていると云わざるをない。

しかし他方で、イギリス直接民主制研究の第一人者バッジは、既述のようにレファレンダムの多様性に注目して次のように述べている。「政府側が投票日程や方法をコントロールできるといふ点で与党に有利なこの種のレファレンダムは、総選挙を除けば、憲法上国民に相談するいかなる手段・規定も持たないウェストミンスター・モデルにおいて最も一般的な方法となる。それゆえ、レファレンダムに関しては、popular vote を認めて政府が実施する施しという形態を取るのである」(Budge 2006, p. 603)。

以上のように、二一世紀イギリス政治の現状や課題を考慮すると、レファレンダムの持つ意味は従来以上に大きくなっていく。その意味では——世界的な傾向も踏まえると——レファレンダム実施の増加傾向もそれなりに理解することができる。

しかし同時に、過去のイギリス政治で見られたレファレンダムの役割ないし位置づけは、どちらかという副次的なものであり続けた。また、レファレンダムの実施は増加傾向にある。しかし一九九七年以降重要な国家構造改革を

行う場合レファレンダムを実施することが新たに「憲法習律」化したとはいえ、基本的にレファレンダムの多くは議会政治や政党政治を補完する「脇役」でしかない。なぜならリンチの指摘にもあるように、レファレンダムの実施とその結果が比較的大きな意味を持ち、しかもレファレンダム——その重要性も問題点も確かに増大しつつあるにせよ——に馴染みやすい分野は、既述のとおり五〜六個程度に限られてしまうのが現状だからである。

また、ヴェイレンス・イシュー (valence issue) の代表格・経済運営などをめぐる意思決定、あるいはより専門的かつ日常的な諸問題の解決については、政党政治のほうがレファレンダム以上に馴染みやすい側面があることも否定できない。さらにバッジによれば、総じて野党は与党を当惑させるためにレファレンダムという機会を利用する一方、新党は自らの大義や自らの存在そのものを促進させる目的でレファレンダムを活用する (bid) ことがあるとされる。

いずれにせよ今日のイギリスでは、その課題も指摘される反面、レファレンダムと政党政治は切っても切り離せない関係にあると言える。そこで次章では、前述した第二の点も踏まえ、党内政治や憲法習律、さらにイギリス保守主義 (キャメロン保守主義) との関連という新たな視座から、「現代イギリス政治とレファレンダム」との関係性を検討してみることにしよう。

3. 党内政治・憲法習律・イギリス保守主義から見たレファレンダム

(1) 党内政治と憲法習律

表1からも分かるように、一九九七年以前に全英規模で実施された一九七五年のレファレンダム (国民投票) は、当時のEC/EEC (あるいは共同市場) 残留の是非を問うものであった。ヘイウッドによれば、これは、政治的なア

ドバンテージを考慮して実施が決定されたレファレンダムとされている。というのも、当時「ヨーロッパ統合」をめぐる分裂していた与党・ウィルソン (Harold Wilson) 労働党 (一九七四～一九七六年) を団結させる “device” としての役割が、このレファレンダムに期待された (Haywood 2011, pp. 44-45 ほか) からである。

また、ヨーロッパ問題がサッチャー (Margaret Thatcher) 元首相退陣の引き金の一つだったことはよく知られている。さらにヨーロッパ問題は、とりわけポスト・サッチャー時代 (一九九〇年代以降) の保守党を深刻な分裂状態に陥らせ、一九九七年総選挙地滑り敗北と、それ以降の長期低迷の一要因となった。このように「ヨーロッパ統合」をめぐる問題は、政権与党を分裂させやすい争点の一つと言えよう。したがってヨーロッパ統合が深化すればするほど、イギリスの二大政党は、党内分裂を回避する何らかの方策を講じる必要が出てきたのである。

国政選挙において小選挙区制を採用するイギリスでは、歴史的に見た場合、主要政党の党内分裂が総選挙結果にひいては政権の奪回・維持の成否に重大な影響をおよぼすことがある。そこでイギリス主要政党の党内政治を分析しているリンチらは、党内分裂を回避する具体的な手段として以下の七つを指摘した。即ち、候補者選定への介入、パトローネージ、党内規律、たいしたことのない造反であればこれを認めてやること、政策面での妥協と決定の据え置き、レファレンダム実施を約束すること、そして他のアジェンダを設定すること (Lynch and Whitaker 2013, p. 333) がそれぞれである。

こうした指摘からも分かるように、ヨーロッパ統合に関するレファレンダムの実施には、既述のとおり深刻な党内緊張関係を多少なりとも和らげる効果が期待できそうである。それに加えて「与党」であれば、レファレンダムの実施時期をコントロールできるだけでなく、有権者の要求に応えるとか、党執行部に不満のある院内多数派を合理的に

説得できるといったメリットもある (Ibid.)。そして何より、不満の多い現代政党政治に民主的正統性を付与する効果もあると言えよう。

さらに、イギリスにおける「二〇一一年欧州連合法」(the European Union Act 2011)⁽²⁾では、「レファレンダム・ロック」(a referendum lock)なるものが定められている。リンチらによると、これはイギリスからEUへのあらゆる権限委譲を伴う条約を将来定める場合、拘束力あるレファレンダムを通じて国民に問わなければならないという決まりである。欧州懐疑的傾向が強いとされる英国民にレファレンダムという手段を通じて判断してもらえば、ヨーロッパ統合のさらなる深化を阻止する可能性が広がる。また、一定の——言葉は悪いが——「ガス抜き」効果もあるという意味で、政府与党側からすれば二重の効用があることは間違いない。

以上の点を踏まえると、レファレンダムに代表される「直接民主制」が——ケース・バイ・ケースではあるにせよ——政党あるいは政党政治を弱体化させるとは必ずしも言えないことが分かってくる。この点についてバッジは、「直接民主制は政党間競争の回復力を強化する」とか「直接民主制が政党を弱体化した証拠は一切ない」という他の研究者の指摘を引用しながら、次のように結論づける。「もちろん、他の集団や有権者のさらなる介入を認めていく場合に限るけれども、逆に直接民主制は政党のレパートリーを増やす」(Budge 2006, p. 602)。

したがって、「レファレンダムの実施イコール政党政治の劣化」とは必ずしも断言できない。むしろ争点や利用の仕方次第では、社会代表機能が低下したとされる主要政党にとって「松葉杖」のような役割もレファレンダムには期待できるのではないかと思われる。いずれにせよ、「反・政治」の時代とされる現代イギリスの政党や党内政治からすれば、「単なるレファレンダムの実施」というより、「必要に応じた、レファレンダムの有効な活用」こそ不可欠

になりつつあると言わざるを得ない。

最後に、前章でも触れた第二の点、即ちニューレーバー政権で開始され、一九九七年以降受け容れられるようになった「新たな憲法習律」が、当時のキャメロン政権でのレファレンダム利用に影響をおよぼしたかどうかという点について考察してみることにしたい。

結論から言えば影響をおよぼしたと思われる。なぜなら、国家構造問題やヨーロッパ問題など最重要争点をめぐるレファレンダム実施が今日新たに憲法習律化したとされる以上、それを文字どおり「保守」するのがイギリス保守主義と保守党の伝統的役割だからである。

また、イギリスの「憲法習律」が持つ性質^③から見ても同様のことが言える。加藤紘捷氏によれば、イギリスの憲法習律は議会制定法や司法的判例とは異なり、憲法の運用上成立した慣例である。この憲法習律は多岐にわたっており、裁判所によって実現されるものでないにもかかわらず、不文憲法の国・イギリスでは憲法の重要な法源としての扱いを広く受ける。実際、政府による憲法習律の遵守率は極めて高いとされている。裁判所を通じて実現されるものでもないにもかかわらずその遵守率が高いのは、これを政府が遵守しなかったとしたら、世論の反発を受けるなど政治的な制裁を余儀なくされるからである（加藤 2002, pp. 153-154）とされる。

それゆえイギリスでは、ブレア労働党政権がいったん「新たな憲法習律」として定着させた政治的慣行を、総選挙という民主的な政権交代の結果を理由に、例えばキャメロン保守党政権がこれを根本から全否定することはあり得ない。このようにイギリスの憲法習律は、明文化した議会制定法以上に運用面で柔軟性・融通性が高いというメリットがあり、政治的にも存外重要な役割を果たす。したがって、「憲法習律」はイギリス政党政治を理解するための一つ

のカギと言えるかもしれない。

しかし、ここでも別の疑問が残る。上記のように、経験的に導入され不文憲法化したとはいえ、一定の重要争点をめぐる直接民主制的な「レファレンダム」の実施は、急進主義勢力ならいざ知らず、歴史的にイギリス保守主義者が最も好まない方策だった筈である。しかも、労働党のブレア政権による「住民投票制度の積極的活用は、議会重視の伝統からの軌道修正にほかならない」（戒能 2003, p. 235）という指摘もあるように、元来「国王と議会」の混合政体を維持を重視してきたイギリス保守主義からすれば、議会主義を軽視するかのような「レファレンダム」とは基本的に相容れない。政府として尊重すべき「憲法習律」とはいえ、イギリス保守主義者のキャメロンが「レファレンダム」を利用することに問題点や矛盾はないのだろうか。

(2) イギリス保守主義とレファレンダムは両立するのか

イギリス保守主義の起源は、いわば「アンチ・フランス革命」に求めることができる。フランス革命の急進性に反発してバーク (Edmund Burke) が著した『フランス革命の省察』 (*Reflections on the Revolution in France*, 1790) は、周知のように、イギリス保守主義と呼ばれる思想や態度の出発点と位置づけられた古典的著作である。直接民主制に関するバークの考えは、同書の以下の部分に見ることができる。少々長くなるが、その箇所を引用してみたい。

「現在のフランスの支配権力をどのような部類に属させて考えるべきか、私には判りません。それは純粹民主政を装ってはいますが、また、程なく有害低劣な寡頭制に直接繋がって行くのではないかとも思われます。しかし、差し当りは看板通りの性質と効果を持った機軸と認めることにしましょう。私は如何なる統治形態であれ、抽象的原理か

らだけでは非難は致しません。純粹民主政の形態が必要な場合もあり得るでしょう。それが明らかに望ましい場合も時にはあるでしょう(ただし極めて僅かな、極めて特殊な状況の下でだけです)。だが、これがフランスとかその他の大国に当嵌るとは私は思いません。……古代人はそれについてより良く知っていました。……絶対的民主政は絶対的王政に劣らず正統な統治形態には数え難いという彼らの意見に同意せざるを得ません。彼らはそれを、一国家の健全な国制であるよりはむしろ腐敗墮落と考えています。もしも私の記憶が正しければ、民主政には暴政との驚くべき共通点が多々ある、とアリストテレスは見ています。この問題に関して私は確信を持ってこう言えます。即ち、民主政において、多数者市民は少数者市民に対して最も残酷な抑圧を加えることができます。」(Burke 1987, pp. 128-129; 半澤孝麿訳二〇〇四、一五七—一五八頁)。

これを見る限り、バークが直接民主制に好意を持っていないことは確かであろう。無論一八世紀と二一世紀では時代も文脈も異なるが、イギリスの伝統的國家構造たる議會制を軽視または無視するようなレファレンダムにイギリス保守主義者として賛成できないのは当然ということになる。では、なぜキャメロンは保守主義者でありながら直接民主制、即ちレファレンダムの実施にさほど抵抗感がない(ように見える)のだろうか。言い換えれば、現在において「イギリス保守主義」と「レファレンダム」は両立できるのだろうか。

この疑問を解く一つのカギは、イギリス保守主義の性質あるいはその特殊性に見出すことができる。「保守主義」(conservatism)には、「変化を嫌う人間性」「川の本流」という、人間の本能的部分と、そこから必然的に生じる「現状と社会秩序の維持」「川の支流」という、具体的な態度の部分とが、併存していると考えられる。それが、一八世

紀末のフランス革命勃発という出来事を通じて——革命そのものと革命派のやり方に賛成か反対か——という形で争点化・論争化した結果、例えば「反・急進主義」「反・社会主義」という形で、受動的ではあるが一定のイデオロギー的側面を保守主義は帯びるようになっていった。したがって、保守主義は元来「本能」「態度」であり、そして後から「思想、哲学、イデオロギー」など政治的かつ多面的な性質も帯びるようになったのである。

また、一九世紀初頭のイギリスでフランス革命とその急進主義に反対する政治勢力は小ピット (William Pitt) の指導の下、のちに「トーリー」(Tory) と呼ばれる政治勢力として再結集するようになった。この党派 (小ピット派) が今日の院内保守党の直接的ルーツとなっている。それゆえ「イギリス保守主義」は、フランスやアメリカなど他国の保守主義とは異なり、「イギリス保守党」という議員集団 (政党) との繋がりが極めて深く、両者はほとんど一心同体と言っても過言ではない。要するにイギリス保守主義は、「イギリス保守党」の存在や生き残りとも直結した、包括的かつ多様性のある政治原理として理解しなければならない。

以上の点から筆者は、現代イギリス保守主義を以下のように定義づけることにしたい。

イギリス保守主義とは「イギリス保守党に所属する政治家の政治的言説・行為・政策などのバックボーンをなす、あるいはイギリス保守党を支持する知識人や著述家などの思想的立脚点となる、世界観・理念・思想・言動・企て・試みなどの総体」である。換言すれば「イギリス保守党を主体として発現する多様な政治現象の本質ないしプリンシプル」でもある。

このような極めて大雑把な定義を踏まえると、イギリス保守主義は単なる政治思想やイデオロギーだけではなく、例えば政策やリーダーシップスタイル、ステイトクラフト、政権維持奪回戦略、ヘゲモニックプロジェクトなど、

様々な姿で発現し展開する多元的・包括的な政治原理として捉えることもできよう。

ここでイギリス保守主義とレファレンダムとの関連を理解するうえで重要かつ不可欠と思われるのが「ステイトクラフト」(statecraft)、即ち「政治技術」とか「統治術」「国政術」などと訳されている側面ないし概念である。キャメロンのイギリス保守主義とレファレンダム利用との関連については、イギリス保守主義を単なるイデオロギーとして捉えるより、ステイトクラフトの一種として理解したほうが、より正確に把握できると思われるからである。

そこで、サッチャリズムを「イギリス保守主義者固有のステイトクラフト」という側面から捉え、かつては非・保守主義的だと党内から批判されたこともある「サッチャリズム」と「イギリス保守主義」との関連を分析して、学術的影響力も強いブルピット (Jim Bulpitt) の所論に基づき、一見正反対に思える「イギリス保守主義」と「レファレンダム」が両立するかどうか検討することにしよう。

ステイトクラフトとは何か。ブルピットによれば、それは政党指導者たちの政治手腕であり、言い換えれば選挙で勝利を収める技術 (art)、とりわけ政権として必要な統治能力を勝ち取る技術 (Bulpitt 1986, p. 19) (傍線引用者) とされている。さらにブルピットは、ステイトクラフトを「政権担当能力を成就させること」と定義しており、プラグマティズムや便宜主義と関係はあるが同義ではないとも述べている。要するに「ステイトクラフトとは、主として、いついかなる時でも、党が直面している選挙上ないし統治上の諸問題を解決することに関係が」あり、「結果としてステイトクラフトは、政治の『何』、に加えて『いかにして』とも関係がある」(ibid., p. 21) ことになる。

ステイトクラフトはこのように定義されるが、ブルピットによると、その種類と範囲は五つあるとされる。即ち、①「党運営」、②「人目を惹く戦略」、③「政治論争におけるヘゲモニー」、④「統治する能力」、そして⑤「人目を惹

くその他の戦略」(ibid., pp. 21-23) がそれである。ここで注目されるのは、これら五つが結局「いかに上手く統治するか」というテーマに行き着くという事実である。歴史的に「当然の与党」(natural party of government) を自任してきたイギリス保守党(保守主義者) からすれば、抽象的な単一のドクトリンやドグマより、こうしたプラグマティックなステイトクラフトにウェイトを置きたくなるのは、ある意味当然だと言えよう。

では、「イギリス保守党のステイトクラフト」は、いつ、そしてどのように成立したと考えられているのであろうか。それは、イギリスで大衆民主主義が確立した一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけてと見られている。なおブルピットは、この時期の保守党政権——特に首相ソールズベリ(3rd Marquis of Salisbury)——によって展開されたステイトクラフトと、第一次サッチャー政権で展開されたステイトクラフトとの類似点を、「ハイポリティクス」問題での中央の自主性再建に伴う統治能力獲得(とその成功)という事実に見出した(ibid., p. 19)。

民主政治(Popular government)の時代が到来したことを受けて、「持たざる多数派」支配に対抗するべく「持てる少数派」(保守党側)は、自らの生き残りをかけてどのようなステイトクラフトを編み出したのか。ブルピットによれば、当時イギリス保守党が採用したステイトクラフトは、例えば北米や西欧の保守政治家が行使したものは別次元の内⁽⁴⁾容だったとされている。イギリスの保守主義者が追求したステイトクラフトは、それらとは異なる以下の三つの次元で構成されていた。即ち、「可能な限りいつでも自力で中央の権力を勝ち取ろうとする努力」「選挙に勝って政権を獲得維持するためならどこからでもクライアレントを求めつつ、利用できるものなら何でも利用すること」、そして「権にある場合は国内的・対外的圧力から可能な限り自らを隔離して、無関心を装うこと」(ibid., p. 27)の三つがそれぞれである。加えてブルピットは次のように指摘する。

「手短に言うと、統治において保守党が達成したがっていたものは、どんな特別な場合でも彼らが『ハイポリティクス』と呼んでいた諸問題に関する、中央（内閣および高級官僚（ホワイトホール））に対する相対的自主性だったのである。これは他の様々な戦略を通じて維持された。例えば、……諸勢力との基本的媒体として議会を利用すること、潜在的に扱いにくい問題を政治とは無関係にしてしまうこと、『ローポリティクス』と呼ばれる多くの問題を中央以外の政府機関に任せてしまうこと、がそれである。そのうえ、経済運営に関する限り——第一次世界大戦以降、これは次第に『ハイポリティクス』のカテゴリーに取り入れられねばならなかったが——保守党の理想とは、金本位制のように全ての問題を政治と無関係にしてしまうような自動的なパイロットを見出すことにあつた」（*ibid.*, pp. 27-28）

キャメロン保守党にとって、「小選挙区制廃止」「スコットランド独立」、そして「EUからの離脱」といった問題は、いずれも「できれば実現して欲しくはないが、今日の情勢では何らかの対応ないし判断をしないと有権者が納得せず、前に進めない」問題だったであろう。少なくとも、保守党と政府にとって扱い難い問題であるに違いない。現在では経済運営などを政治とまったく無関係に解決するのは不可能に近いけれども、イギリス保守主義者からすれば「なるべく自らの手を汚さず、しかもダメージを受けることなく、何とか切り抜きたい」というのが本音ではないかと考えられるのである。

したがって、ブルピットの研究成果を踏まえると、「反・政治、緊縮財政、そして政党不信」の二一世紀現在におけるレファレンダムの実施とその利用は、一見矛盾するようだが実は皮肉なことに、イギリス保守党やイギリス保守主義を——結果にもよるが——ある程度「助ける」役割も果たし得ると考えられるのである。イギリス保守主義のと

りわけ「戦略」的側面を重視すると、レファレンダムとイギリス保守主義は——テーマや争点にもよるが——「ステイトクラフト」の二一世紀版として両立可能と言うこともできる。もつとも、キャメロンや党内キャメロン派議員たちの本音からすれば、これは単なる「瀬戸際戦術」にすぎなかったのかもしれないが。

このようにイギリス保守主義を「ステイトクラフト」や「戦略」の側面から捉えようと、レファレンダムの実施と利用は両立するし、またそれなりの意味を持つことも分かつてくる。さらにつけ加えると、イギリス保守主義の「思想」面から見ても、とりわけサッチャリズムを支え、「自由経済と強い国家」を志向した保守党ニューライト派や伝統的保守主義者のなかに、ヨーロッパ問題に関するレファレンダム利用を厭わない傾向が出てきたという指摘もある。

例えばニューライト政治哲学の研究者バリー (Norman Barry) によると、「興味深いことに、ヨーロッパをめぐる終わりの見えない危機が続いた結果、歴史的に保守主義者が嫌っていたもの——レファレンダムという手段でなされる直接民主制への愛情が、トーリーのなかで新たに芽生えつつある。これ (※レファレンダム) は暴民支配のライセンスとして軽蔑されることが多かつたけれども、ヨーロッパに関しては国民投票を通じて保守党的な見解が承認されやすいため、伝統主義者にとってレファレンダムは従来以上に魅力的な存在になりつつある」(Barry 2005, pp. 48-49) とさえ指摘されている。

以上のように、理論上は対立関係にあるようにも見える「イギリス保守主義」と「レファレンダム」は、今日では使い方によっては、それなりに両立可能にもなり得ると考えるべきであろう。

(3) キヤメロン保守主義におけるレファレンダムの位置づけ

キヤメロン保守主義は、周知のようにキヤメロン自身によって「現代的で、思いやりのある保守主義」(modern, compassionate Conservatism) とか、「リベラル保守主義」(liberal Conservatism) などと表現されている。あるいはそれを「中道的かつプラグマティックな保守主義」として特徴づけることも可能ではないかと思われる。いずれにせよ、そのイデオロギーの特徴は、従来の「政府」や「市場」というより、「社会」や「集団」、そして「共同体のなかの個人」にウエイトを置く点に求めることができる(渡辺 2015b, 2016 ほか)。

この点については、野党党首時代のキヤメロンがインタビューで次のように答えていることから明らかである。即ち「僕は人間性については根っからの楽道家なので、政治は——専らそれを担う政府の代替物となるものをもっと信頼すべきだと思うし、また自分たちで何か行おう力を外部の人たちや庶民にも与えるなどして、人びとやコミュニティを信じることでなければならぬ」(Cameron on Cameron 2010, p. 350)。これだけで即断することはできないが、この見解をキヤメロンによる「条件つきでのレファレンダム肯定」と解釈できないこともない。またこれは、イギリス保守主義者としては比較的「リベラル色の濃い」キヤメロン特有の考え方と言うこともできよう。やや右傾化していた当時のクレッグ (Nick Clegg) 自民党との——イギリスでは極めて稀な——「連立」に踏み切って五年間(二〇一〇～二〇一五年)それを維持できたのも、上述した「キヤメロン保守主義」もあつたがゆえと考えられるからである。

しかしながら二〇〇五年以降、キヤメロン保守主義においてレファレンダム利用が従来以上に定着した背景として、既述の「憲法習律」化や「キヤメロン独自の理念」の他に、自民党との連立効果もあつたことを忘れてはならない。

因みにイギリス自民党は、従来から、例えば上院改革や国政選挙制度改革に象徴される「国家構造」改革を主張してきた。また、自民党はイギリス主要政党のなかで最も親・欧州の傾向が強い政党として知られている。その結果、二〇一〇年五月における両党の連立政権綱領にも、いくつかの重要争点に関するレファレンダム実施が言及されることになった。

こうした事情から、キャメロン政権下でレファレンダム利用傾向が再び勢いづいた理由について、ヘイウッドは以下の三点を指摘している。まずは、前述のように一九九七年以後の慣行（憲法習律化）に基づき、重大な国家構造改革には公的な承認が必要になったこと。第二に、自民党の連立政権入りによって、国家構造改革が本格的な争点になったこと。そして、民主主義の促進という大義に基づき、自民党が保守党や労働党以上にレファレンダムをオープンに言及していたこと。これら三つがその主な理由である。これに加えてヘイウッドは、保守党と自民党の「連立政権運営」に関する懸念や実務的諸問題への関心も少なからず重要だ（Heywood 2011, pp. 45-46）としている。

ここから分かるのは、自民党の連立政権加入によってキャメロン保守主義にもたらされた、レファレンダム相対的重視傾向である。それゆえ、イギリスにおける「レファレンダム」利用の流れ、換言すれば「憲法習律」化については、先ずブレアのニューレーバー政権が一九九七年から二〇〇一年にかけて、その「きっかけ」をつくった。そしてその後、比較的「リベラルな」キャメロン保守党政権と、「レファレンダム推進に熱心な」自民党が連立を組んだことで、二〇一六年現在、キャメロン保守党単独政権においてもその流れは消えなかったと考えてよい。

さらにつけ加えるならば、既に触れたように、党内政治の側面から見ても体質が「水と油」の関係にありながら「最小勝利連合」を組んだ保守、自民両党にとって、選挙制度改革やEUへの権限委譲などをめぐるレファレンダム

の実施は、党内団結を促進・強化するメカニズムとしてむしろ役立つたのかもしれない。例えば保守党の場合、レファレンダムを実施する——前述した「レファレンダム・ロック」を用いる——ことでヨーロッパ統合の進展を遅らせたたり、また自民党側としては党益も兼ねた選挙制度改革実現の願望を後押ししたりすることで、共通の「目標」を無理にでも設定することが可能になるからである (ibid., p. 46)。

したがって、キャメロン保守主義という側面から見ても、好むと好まざるとに関わらずレファレンダムの実施とその利用は最早避けられない状況になっていたことが分かる。そうした意味で、キャメロン以後の保守党政権においても、争点次第では「レファレンダム」を有効に——ステイトクラフトの一種として——逆利用⁶していく必要性が出てきたとも言えるであろう。

4. おわりに

今日のイギリスでレファレンダムの実施が増加した背景には、ポスト冷戦期（二二世紀）の複雑な世界情勢と、それに伴い多様化・流動化した現代社会でこれを実施する必然性があつたことは間違いない。そうした世界的な流れを反映して、現代イギリス政治においても、とりわけ地方分権改革や選挙制度改革、連合王国からの独立などに代表される国家構造改革の要求や、ヨーロッパ統合の深化・拡大に伴うEU離脱の要求に対し、何らかの対応が迫られるようになった。そして、そうした重要問題を解決するべく「レファレンダム」という手段を採ることが、二二世紀以降新たな憲法習律として定着するようになっていった。こうして、従来のイギリス政治では、脇役⁷にすぎなかつた——基本的には今でも脇役のままであるが——レファレンダムの実施頻度も比較的多くなり、結果としてその動向が

次第に注目されるようになったのである。

したがって本論で考察されたように、イギリスにおけるレファレンダム実施増加傾向の本質として、「反・政治、緊縮財政、政党不信」の時代とも言える二一世紀の今日、その社会代表機能が低下したとされる主要政党側の「対応策」的側面を先ず挙げなければならない。また、イギリスにおける新たな憲法習律化や党内政治との関連で言えば、重大で厄介な政治問題の最終的決着を「上から下に委ねる」ことで民主的正統性を一応確保すると同時に、与党内分裂を何とか阻止して切り抜きたいとする、主要政党側の「生き残り戦術」的要素も指摘することができよう。

さらに、イギリス保守主義とレファレンダムの両立あるいは関連という点については、バークの時代（一八世紀末）ならともかく、二大政党中心型政治に不信や不満が多くなった現在であれば、決して不可能でないことも分かった。むしろ、現在において伝統的国家構造や議会政治を「保守」したいのであれば、イギリス保守主義に不可欠な「ステイトクラフト」の「現代版」という形で、状況に応じてレファレンダムを活用していく姿勢と知恵が求められる。さらに、キャメロン保守主義という観点から見た場合、キャメロン自身「社会や集団、共同体のなかの個人に権力や選挙権を付与したい」と考える現代的な保守主義者と言える。加えて、リベラルな保守主義者として政権奪回・維持、そして自身の党内基盤を強化するため、換言すれば党内圧倒的多数派を占める「欧州懐疑派」を宥める（Gifford 2014, p. 173）ため、あえて自民党との「連立」⁵さえ実現させたことを踏まえると、連立ジュニアパートナー・自民党の存在もまた、キャメロンのレファレンダム利用に一定の影響をおよぼしたと推察されるのである。

そうした意味で、「現代イギリス政治とレファレンダム」は、イギリスの憲法習律はもちろん政党政治や党内政治、あるいは（とりわけキャメロンの）イギリス保守主義とさえ、「切っても切り離せない」関係になったと言えるであろう。

う。「二〇一六年EUレファレンダムの実施によってイギリスが分断^クされてしまった」という批判が、たとえばあったとしても。

註

(1) これら三つのレファレンダムの結果は以下のとおりである。

・「小選挙区制存続の是非を問う国民投票」(二〇一一年五月五日)

選択投票制 (AVシステム) 導入に、賛成： 六、一五二、六〇七票 (約三二%)

反対： 一三、〇一三、一二三票 (約六八%)

投票率 四一・八%

・「連合王国からのスコットランド独立の是非を問うスコットランド住民投票」(二〇一四年九月一八日)

スコットランド独立に、賛成： 一、六一七、九八九票 (約四五%)

反対： 二、〇〇一、九二六票 (約五五%)

投票率 八四・六%

・「イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票」(二〇一六年六月二三日)

EU離脱支持： 一七、四一〇、七四二票 (約五二%)

EU残留支持： 一六、一四一、二四一票 (約四八%)

投票率 七二・二%

前二者のレファレンダムに関する分析については、渡辺容一郎『イギリス政治の変容と現在』晃洋書房、二〇一四年の第四章「小選挙区制はなぜ生き残ったのか―二〇一一年国民投票結果とその意味―」ならびに渡辺容一郎「二〇一四年スコットランド住民投票と政党政治」『政経研究』第五一卷第四号、日本大学法学会)を、それぞれ参照されたい。

- (2) 二〇一一年欧州連合法の詳細については、さしあたり以下を参照のこと。
〈<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/12/contents>〉
- (3) ここでいう「習律」とは、政府の各部門、とりわけ行政府の権限と義務、およびそれら各部門間の関係を定めた、法的効力を持たない規則を指す。それゆえ、首相や政府には「権限」が伴う反面、それを遵守する「義務」も伴うと言える。例えば、イギリスを代表する憲法習律の一つ・「内閣連帯責任の原則」には、閣議における「議論の守秘義務」や「全員一致で決定に従う義務」が課せられている。また、最近では「首相」の権限強化に伴い、新たな習律も徐々に定式化されつつある。エリック・バーレント（佐伯宣親訳）『英国憲法入門』成文堂、二〇〇四年、五一―五二頁を参照。
- (4) 西欧諸国の場合、これは比例代表制と類似した、憲法上・制度上の多元主義とも言うべきマジソンの戦略（多数派の専制に対する少数派の権利の擁護）であった（Bulpitt 1986, p. 27）。これをもう少し簡単に説明すると、少数者の権利・主張を擁護するため、比例代表制や連立政権、あるいは合意や協調などを通じて、可能な限り多数派の意見を尊重していく戦略とも言える。
- (5) この点については、拙稿とりわけ渡辺（2016）「二〇一〇年連立政権とキャメロン保守党」（『法学紀要』第五七巻、日本大学法学研究所・政経研究所）を参照されたい。

主要参考・引用文献

- A Guide to the UK's planned in-out EU Referendum – BBC News 〈<http://www.bbc.com/news/uk-politics-32810887>〉
- Barry, Norman (2005), 'New Right', in Hickson, Kevin (ed.), *The Political Thought of the Conservative Party since 1945*, Basingstoke, Palgrave Macmillan.
- Bogdanor, Vernon (2011), *The Coalition and the Constitution*, Oxford, Hart publishing.
- Budge, Ian (2006), 'Direct Democracy', in Rhodes, R. A. W., Binder, S. A. and Rockman, B. A. (eds.), *The Oxford Handbook of Political Institutions*, Oxford, Oxford University Press.

- Bulpitt, Jim (1986), 'The Discipline of the New Democracy: Mrs. Thatcher's Domestic Statecraft', *Political Studies*, 34.
- Burke, Edmund (1987), *Reflections on the Revolution in France*, New York, Prometheus Books.
(半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みずぎ書房、二〇〇四年)。
- Cameron on Cameron: Conversations with Dylan Jones* (2010), fourth edition, paperback, London, Harper Collins Publishers.
- Gifford, Chris (2014), *The Making of Euroceptic Britain*, second edition, Farnham, Ashgate publishing
- Heywood, Andrew (2011), *Essentials of UK Politics*, second edition, Basingstoke, Palgrave Macmillan.
- Leach, Robert (2015), *Political Ideology in Britain*, third edition, London, Palgrave.
- Lynch, Philip and Whitaker, Richard (2013), 'Where There is Discord, Can They Bring Harmony? Managing Intra-Party Dissent on European Integration in the Conservative Party', *The British Journal of Politics and International Relations*, 15-3.
- McCormick, John (2012), *Contemporary Britain*, third edition, Basingstoke, Palgrave Macmillan.
- Morel, Laurence (2011), 'Referenda', in Badie, B., Berg-Schlosser, D. and Morlino, L. (eds.), *International Encyclopedia of Political Science*, Volume 7, London, Sage.
- Moran, Michael (2011), *Politics and Governance in the UK*, second edition, Basingstoke, Palgrave Macmillan.
- エリック・バーレント (佐伯宣親訳) (2004) 『英国憲法入門』成文堂。
- 戒能通厚編 (2003) 『現代イギリス法事典』新生社。
- 加藤紘捷 (2002) 『概説 イギリス憲法—由来・展開そして改革へ』勁草書房。
- 吉田徹編 (2015) 『野党とは何か—組織改革と政権交代の比較政治—』シネルヴァ書房。
- 渡辺容一郎 (2014) 『イギリス政治の変容と現在』晃洋書房。
- 渡辺容一郎 (2015a) 「二〇一四年スコットランド住民投票と政党政治」(『政経研究』第五一卷第四号、日本大学法学会)。
- 渡辺容一郎 (2015b) 「デーヴィッド・キャメロンの『大きな社会』構想とイギリス保守主義」(『政経研究』第五二卷第四号、日

本大学法学会。

渡辺容一郎 (2016) 「二〇一〇年連立政権とキャメロン保守党」『法学紀要』第五七巻、日本大学法学研究所・政経研究所。

〔付記〕 本稿は、二〇一六年度日本選挙学会研究会報告ペーパー（未定稿）をもとに、加筆・修正した内容である。学会報告当日は会員諸氏から貴重なコメントやアドバイスを戴いた。記して感謝の意を表したい。

